



Title	『政治的リベラリズム』における「理性的」という理念の再検討
Author(s)	楊, 泓
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2025, 11, p. 37-40
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/102718
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『政治的リベラリズム』における「理性的」という理念の再検討

哲学哲学史 博士後期課程 3 年

楊 浩

はじめに

本稿は、ジョン・ロールズの後期の主著『政治的リベラリズム』(1993=2005、以下 PL と略す) における「理性的」という理念をテーマとする。ロールズの政治哲学にとって中心的な課題は、我々の社会生活を規制する公正な規範を導出することである。後期ロールズは、社会における多元主義という事実を真剣に取り上げ始めたる。つまり、現代の民主社会では、市民はそれぞれ異なる道徳的、宗教的、そして形而上学的信念を持っている。ロールズは、その事実にもかかわらず、市民が全員に認められるような正義の原理によって規制される限りにおいて、公正な社会協力をを行うことができると立証しようとする。「理性的」という理念は、この証明全体の基礎をなすものである。本稿は、「理性的」という理念を批判的に考察することで、PL の普遍的妥当性を再検討する。

一、理論全体を貫いている「理性的」という理念

ロールズによる正義の構想は、大きく二つの相互に関連した段階に分けられる。第一段階では、現実の社会や市民、そして彼らの相互作用がある思考実験によって抽象化し、それらを規制する抽象的な正義原理を選出する。この段階における正義原理の選択基準は、原理が理性的な主体によって支持されうるかどうかである。第二段階では、これらの抽象的な原理を具体的な生活世界に適用し、その公共的な正当性と安定性を検証する。市民は現実社会の当事者として、彼らの理性的能力を公共的に使用して正義原理の正当性を吟味する。この二つの段階においていずれも、「理性的」という理念は不可欠である。ロールズの正義構想を理解するためには、「理性的」という理念の内実を解明しなければならない。

(1) 正義の構想の第一段階において、「理性的」という理念は正義原理の選択基準を構築する。ロールズはこの理念を次のように定式化している。すなわち、ある人が「すべての人にとって正当化可能であると見なしている」規範に従って行為する限りにおいて、その人は理性的である (PL 49)¹。「理性的」という理念は、他者に対して理性的な態度を示すことを意味する。社会生活に適用しうると考える原理を提案するとき、諸個人は以下のことを前提としなければならない。つまり、共に生活している他者にとつ

¹ 本稿中のロールズの著作は以下のように略記し、引用の際は著書の略号とページ数を併記する。

PL: John Rawls, *Political Liberalism*. New York: Columbia University Press. 1993 (=2005).

ても、同じ原理が正当化されうると。そのため、諸個人はもはや私的な利害関心および自分が信奉する宗教や形而上学に関わる信念に固執することができない。なぜなら、諸個人は一人称的で特權的な立場からしか、自分固有の信念にアクセスできないからである²。つまり、このようなアクセスは本質的に排他的であり、市民は互いの特定の価値体系を完全に理解することは不可能である。従って、他者も自分と同様に、自らの利害関心や信念に優位性を与えることが期待できない。

その代わりに、諸個人は理性的な能力によって、自らの利害関心を中心とした様々な立場の間に、他者の可能な態度を想定するための脱中心化した視点を取ることができる。この視点から見れば、諸個人の可能な同意は正義原理の選出について等しく重要である。諸個人の共同の社会生活を規制する原理が、それによって影響を受けるすべての人々の可能な同意を得られると判断される場合のみ、その原理は正当であるとされる。

(2) 正義構想の第二段階において、「理性的」という理念は正義原理の公共的な正当化の基盤となる。第二段階では、ロールズの主な目的は第一段階で選ばれた抽象的な正義原理を公共的に正当化し、これらの原理が市民の具体的な社会生活を規制するのに適合していることを示すことである。具体的な社会世界という背景の下に、正義原理はその抽象的な形態を維持できず、憲法という媒体に具体化される。そのため、正義構想の公共的正当化の問題は憲法の正統性の問題へと変わる。

ロールズは憲法の正統性に関する議論において、まさに市民の理性的な推論能力に焦点を当てている。ロールズによれば、憲法は、「すべての市民が…理的に是認しうると期待される本質的要素を有する限りにおいて、正統的である (PL 217)」。ここで想定されている市民は、なお私的な利害関心や信念を抱いている。しかし、「偽の信念から真の信念を区別するための共有された公共的な基盤がない」ので、憲法の正統性を吟味する場合、市民は理性的な態度を取らざるを得ない (PL 128)。つまり、市民は他者の利害関心や信念に対する確信が、自身の確信と同じように、当該の信念内部の正当な根拠に基づいていることを相互に承認する。この相互承認に伴い、市民は自らの信念を憲法の正統性の根拠とすることを共に放棄する。私的な信念の権威に代わって、憲法の正統性の根拠となるのはすべての市民の可能な同意である。市民は他者の可能な態度を自身の考慮に取り込む。他者の可能な同意は一種の浄化装置として機能し、私的な利害関心の中から、すべての人に共通して承認されうる価値を選別する。こうした共通の価値を反映し確保しうる憲法は正統性を持つのである。

正義構想の第二段階において、正義原理の公共的正当化は、「理性的」という理念によって提示される他者の可能な同意という基準に依拠している。同じ「理性的」という理念、従って正義原理を反省する同じ理性は、正義構想の二つの段階を貫いている。同一の理性が通底しているので、第一段階においてすべての他者の可能な同意を得るものとしていた正義原理を具体化する憲法は、第二段階においてもすべての市民の同意を得

² Cf. Jürgen Habermas, *Die Einbeziehung des Anderen*. Frankfurt am Main: Suhrkamp. 1996. p. 106.

ることができる、と想定される。それゆえ、その憲法は正統性を有するとみなされる。同時に、すでに選ばれた抽象的な正義原理は、市民たちの具体的な社会においても公共的に正当なものとなるのである。

二、「理性的」という理念の源泉

第一節では、「理性的」という理念およびロールズがこの理念によって市民に与える理性能力が、正義構想の構築においていかに中心的な役割を果たしているかを確認した。本節では、理論全体の基盤として「理性的」という理念そのものの正当性を問い合わせる。

PLにおいてロールズは「理性的」という理念や主体の理性能力に対して理論的な基礎づけを行っていない。むしろ、彼自身が認めるように、ロールズは民主的・政治文化に導かれている。「正義の政治的構想の第三の特性は、構想の内容が民主的・政治文化の中に含意されていると見なされる一定の基本的な諸理念によって表現されるという点にある」(PL 13)。そして「理性的」という理念、ひいては市民が持つ理性能力は、政治文化に含意される基本的な諸理念の一つとして数え入れられる。ここでロールズは正義構想の構築者として、その理論枠組みの外部から、理論に先行して、自らの政治文化への反省を通してそこに含意された理念を明らかにしている。これらの理念は最終的に正義構想の基盤となる。

「理性的」という理念の導入は、ロールズが民主的・政治文化を反省した結果に依存している。しかし、政治文化の中に隠された基本的理念についてロールズの把握が妥当であるのか、言い換れば、「理性的」という理念それ自体が正義構想の規範的内容全体を支えるための普遍性を持っているのか。この問題に答えるために、ロールズは理論の枠組みの外にあるメタレベルの視点をとり、そこで自らの反省の結果に正当性を与えるとする。この視点は「公平としての正義を詳述し、正義の政治的構想として吟味するあなたと私の視点」(PL 28)、すなわち、理論全体を構築しているロールズ自身、およびその理論を読んで検証している読者の視点である。この視点の下で、「反照的均衡 (reflective equilibrium)」というテストが正当性を判断する基準として導入される。

「この均衡は完全に相互主観的なものである。つまり、各市民が他のすべての市民の推理と議論を考慮に入れている」(PL 385 n. 16)。このテストにおいて、既に繰り返して言及された基準が再び現れる。つまり、主体の反省において、他の市民の推論と論証によって承認され得ると考えられる判断こそが、反照的均衡のテストをクリアする判断である。ロールズは、読者の可能な意見を考慮に入れた後もなお、政治文化に対する自らの反省的判断が反照的均衡という検証をクリアできるものとして、普遍性を持つ判断であると確信している。

ここで、「理性的」という理念は正義構想の二つの段階を貫くだけでなく、理論枠組みの外部にある、理論の前提の基礎づけというメタレベルにも浸透している。このメタレベルにおいて、ロールズの最初の目標は「理性的」という理念およびそこから発展す

る理性能力の正当化であった。しかし、ロールズは理論全体に先立っている自らの理性的な反省能力を訴えて、その「理性的」という理念の導入が正当であることを確保している。従って、ロールズの論証は論点先取である。理論内部の「理性的」という理念、理論の外部にいる、また根拠づけられていない「理性的」という理念に基づいている。

それでは、ロールズ自身の理性的能力の使用が適切であることはどのように確保されるのか。ロールズは、自らの判断が一度きりで確定的なものではなく、常に読者の熟慮による検証に晒されており、従って誤り得ると考えている (Cf. PL 369)。しかし、ロールズの判断を追加的に検証する読者の理性的な推論能力もまた、「理性的」という理念そのものによって制約されている。換言すると、もし「理性的」という理念が完全にロールズ自身によって構築されたものであるならば、ロールズは読者の可能な理性的推論に対しても一つの方向づけと既定の結果を予め規定してしまうことができる。従って、この方向づけから外れる推論、つまりロールズの判断を非理性的なものであると考える推論は、そのものの自体が非理性的とみなされ、排除されてしまうのである。ロールズは「理性的」という理念を構成する権限を専断的に独占する。このような権限を自分自身に付与することは、哲学者の特権に他ならない。この特権の行使を通じて、ロールズは理論の前提の構築者であると同時に、その前提の正当性の検証者ともなっている。最初から最後まで働いているのは彼自身の理性だけである。ロールズの判断を検証する理性的主体は、いずれも彼自身の理性的能力によって規定されており、この制限を超えて哲学者のパターナリストイックな特権に抵抗する力を持たない。加えて、ユルゲン・ハーバーマスは、ロールズがその哲学者の特権を用いて、自らの私的な信念を密輸入してしまうことを批判する。ハーバーマスによれば、ロールズは特定の社会の政治文化というコンテクストに訴える際、実際に「アメリカの市民として話している」³。アメリカの政治文化に由来する理念はあくまでも特定の共同体にしか妥当しない。アメリカの政治的実践や文化を共有しない人びとにとって、「理性的」という理念に関するロールズ自身の信念は、さらなる正当化を経ずして共通の正義構想の基盤になりえない。

おわりに

本稿は「理性的」という理念を手がかりに、ロールズの正義構想の基礎付けが、実際には彼自身の理性的能力の使用に依存していることを明らかにした。ロールズは多様な意見の調整を想定するが、その調整の範囲と方向は、あらかじめ彼が定式化した理性的能力によって制約されている。それゆえ、正義構想は、外見上複数の理性的主体を想定しているが、実際には单一の理性によって自己検証される構造を持つ。この構造は、市民の間の公共的討議や異議申し立ての余地を排除する。ゆえに、「理性的」という理念の正当性が損なわれるならば、正義構想の普遍的妥当性もその根底から崩壊することになる。

³ Jürgen Habermas, *Autonomy and Solidarity: Interviews with Jürgen Habermas*, Dews, P. (ed.). London: Verso. 1986 (=1992). p. 200.